

(案)

富里市第3次行政改革大綱

改革プラン 

(令和2年度改訂版)

パブリックコメント縦覧図書
縦覧期間：令和2年2月13日
～令和2年3月3日

令和2年（2020年）4月1日

富里市

第1章 市民サービスの向上・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 市民ニーズに対応したサービスの向上	
1 市民サービスの向上	
2 要望・提案・意見等の情報の管理	
(2) 情報提供の推進	
1 オープンデータへの取組	
2 行政情報の積極的な開示	
(3) 電子市役所の推進	
1 行政手続の電子化	
2 情報資産の保全及び市民サービスの継続	
3 RPAの導入による業務効率化	
第2章 市民との協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 市民協働のシステムづくり	
1 協働のまちづくり推進計画の見直し	
2 協働のまちづくり推進の環境整備	
(2) 協働事業の推進	
1 地域活動の支援	
(3) 市民参画のまちづくり	
1 パブリックコメント制度の充実	
2 公募による委員等の拡大	
3 市民参加機会の拡大	
第3章 財政基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 市税等徴収率の向上	
1 市税等徴収率の向上	
(2) 企業誘致の推進	
1 企業誘致の推進	
(3) 使用料・手数料の適正化	
1 使用料の見直し	

- (4) 公有財産の運用・管理
 - 1 公有財産の有効活用
 - 2 公共施設の管理経費の節減
 - 3 公共施設等総合管理計画の推進
 - 4 公共施設（建物）再編計画の検討

- (5) 新たな財源の確保
 - 1 新たな財源の確保

- (6) 行政評価の推進
 - 1 行政評価と連動した予算編成

第4章 行財政の効率的運営 12

- (1) 計画的な財政運営および財政の健全化
 - 1 健全化判断比率等の公開
 - 2 経常収支比率の改善

- (2) 財政支援団体等への行政関与の見直し
 - 1 補助金の見直し
 - 2 財政援助団体への行政関与の見直し

- (3) 民間活力の活用
 - 1 指定管理者制度・民間委託等の推進

- (4) 公共事業の適正化
 - 1 入札制度の見直し
 - 2 公共工事のコスト縮減

- (5) 広域連携の推進
 - 1 広域連携の推進

第5章 組織と人事管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(1) 組織・機構の見直し

1 組織の見直し

(2) 定員管理の適正化

1 定員の適正管理

(3) 給与の適正化

1 人事評価システムの充実

2 給与の適正化

(4) 人材育成と職員の意識改革

1 研修の充実

2 自主研究グループの充実

(5) 危機管理体制の充実

1 自主防災活動の推進

2 危機管理体制の強化

第1章 市民サービスの向上

行政サービスは、時代の潮流や、多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民にとって満足度の高いサービスを提供することが望まれています。

このことから、事業の検証を行うとともに、窓口などのサービス向上、市民ニーズに対応した情報システムの構築などを行い、市民にとって満足度の高いサービスを提供します。

(1) 市民ニーズに対応したサービスの向上

市民利用施設や窓口などのサービス向上に努めるとともに、市民ニーズを的確に捉え、市民に満足度の高いサービスを提供します。

番号	1-(1)-1	項目	市民サービスの向上			
課題		市民生活を支える公的なサービスに対する市民ニーズは、多様化、多元化している。一方で、地方分権の進展や経済情勢の変化などから財源の確保が困難な状況であり、ニーズに応えるための新たな政策等を展開することが困難である。				
方針		時代の潮流や、多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民にとって満足度の高いサービスを提供する。窓口業務向上にむけた取組（キャッシュレス化等）や、予算を伴わない（人件費と寡少の需用費などで実施するものを含む）事業についても研究し、市民満足度をあげる。				
成果指標		市民ニーズを検証し、新たに実施した事業について記載				
スケジュール		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全課		検 討 ・ 随 時 実 施				

番号	1-(1)-2	項目	要望・提案・意見等の情報の管理			
課題		市民ニーズを把握するために「市長への手紙」やメールによる「市政へのご意見」を実施し、ご意見・ご提案をいただいているが、いただいたご意見・ご提案をより有効に活用することが必要である。				
方針		「市長への手紙」やメールによりいただいたご意見・ご提案をはじめ、それ以外の手法により寄せられたご意見についても、有効に活用し市の施策への反映を図るため、各課と連携し情報を共有する。				
成果指標		「市長への手紙」等の取扱い状況を記載				
スケジュール		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
秘書広報課		実 施				

(2) 情報提供の推進

市民への説明責任を果たすとともに、透明で開かれた市政を進めるため、積極的に分かりやすい情報の提供・公開に努めます。

番号	1-(2)-1	項目	オープンデータ※への取組			
課題		国の計画である「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標とすることが掲げられた。				
方針		オープンデータの推進に関する方針や利用規約等を整え、ホームページにデータを公開できるよう整備を図る。				
成果指標						
スケジュール		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
企画課		実施				

番号	1-(2)-2	項目	行政情報の積極的な開示			
課題		広報紙、ホームページ、パンフレットなどを活用し、情報提供に努めているが、市民からは情報がわかりにくいという指摘がある。				
方針		庁内各課に配置する広報主任などにより、情報の表現方法や、提供の手法などについて調査研究し、市民により良い方法で積極的な情報提供を図る。				
成果指標		手法の変更内容や新たに発行した刊行物などについて内容を記載				
スケジュール		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全課		検討・随時実施				

※【オープンデータ】国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データで、国民の誰もがインターネットと通じて容易に利用（編集・加工・再配布等）できるよう下記①～③に該当する形で公開されたデータのこと。①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの。②機械判読に適したもの。③無償で利用できるもの。

(3) 電子市役所の推進

情報通信技術（ICT）を活用し、市民ニーズに対応したサービスを提供し、市民サービスのより一層の向上を図ります。

番号	1-(3)-1	項目	行政手続の電子化			
課題	マイナンバー制度により、各種の行政手続が変わることが予想され、今後より一層、行政手続の電子化による市民サービスの向上が求められる。					
方針	マイナンバー制度の進捗に合わせて、市民ニーズに対応したサービスについて調査検討を行う。					
成果指標	調査検討の状況および実施内容を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
マイナンバー 担当各課	調査・検討・実施					

番号	1-(3)-2	項目	情報資産の保全及び市民サービスの継続			
課題	情報資産の保全及び災害時における市民サービスの継続を図り、市民の安全・安心確保に取り組む必要がある。					
方針	情報資産の保全及び災害時の業務継続等を考慮し、引き続きクラウド環境へのシステム移行を推進する。また、情報セキュリティ上の脅威・課題等について、その対応方策を継続的に推進する。					
成果指標	実施内容を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
企画課	検討・随時実施					

番号	1-(3)-3	項目	RPA※の導入による業務効率化			
課題	行政課題の多様化・複雑化による業務量の増加に伴い、長時間勤務による業務遂行が恒常化し、単純・定型的業務を自動化にすることにより、市民サービスの向上及び働き方改革を推進する必要がある。					
方針	本市の事務の効率化・省力化を図る手法の一つとして RPA の導入に向けた調査・研究を行う。					
成果指標	実施内容を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
企画課	調査・検討・実施					

※【RPA】Robotics Process Automation の略。人が行うパソコン業務の一部をソフトウェア型のロボットが代行・自動化する技術。データの抽出や転記、ファイル作成、システム間データの受け渡しといった定型的な業務が主な対象。

第2章 市民との協働の推進

地方分権社会の進展、少子高齢化や市民ニーズの多様化など、時代の変革により生じた公共の領域の変化や行政だけでは解決できない領域への対応が課題となっています。

市では、この課題をより効果的かつ効率的に取り組むため、まちづくりは「自助、共助、公助」という考え方に立ち、この共助の領域を協働という手法により取り組むこととしています。

この協働によるまちづくりを実現することにより、行政では十分に行き届かない課題へも柔軟な対応が可能になるとともに、地域社会の再生にもつながることが期待されます。

このため、協働のシステムを構築するとともに市民参画の一層の推進に努めます。

(1) 市民協働のシステムづくり

公共の領域のズレや行政だけでは解決できない課題への対応を共助で取り組むため、協働のまちづくり推進計画に基づき、協働によるまちづくりを推進するための環境などの整備を進めます。

番号	2-(1)-1	項目	協働のまちづくり推進計画の見直し			
課題	協働のまちづくりを推進するために平成 23 年度より協働のまちづくり推進計画を策定し取り組んでいるところであるが、計画が令和 2 年度で期限を迎えることから次期計画に向けて、現状を踏まえ内容を見直すことが必要となっている。					
方針	協働のまちづくり推進計画の見直しを行う。					
成果指標	計画の見直し内容および実施内容について記載					
スケジュール	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
市民活動推進課	見直し	実施				

番号	2-(1)-2	項目	協働のまちづくり推進の環境整備			
課題	協働のまちづくりを推進するためには、活動の場や交流の場の整備、市民主導のまちづくりの制度などが必要とされている。					
方針	協働のまちづくり推進計画に基づき、協働のまちづくり推進のための環境整備を図る。					
成果指標	新たに環境を整備した内容について記載					
スケジュール	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
市民活動推進課	実施					

(2) 協働事業の推進

地域の多様な主体や諸資源を結びつけ、地域の課題などをより身近なところで解決するなど、市民や各種活動団体などと協働によるまちづくりを推進し、地域社会の再生を図ります。

番号	2-(2)-1	項目	地域活動の支援			
課題		地方分権や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化・高度化、厳しい財政状況、コミュニティの断片化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の公共サービスや新たに発生するニーズのすべてを担い続けることは極めて難しくなっている一方で、地域の公共的課題の解決に自ら進んで取り組もうとする市民や市民活動団体などが増えている。総合計画で定めた富里市が目指す姿を実現するために地域活動に取り組む市民活動団体等を支援していく必要がある。				
方針		市民の発想や創造力、得意分野を生かしながらより良い公共サービスを提供し、新しい公共空間の運営を進めていくことが求められていることから、市民活動を行うものに対して様々な支援を実施する。				
成果指標		協働のまちづくり推進計画に基づき実施した内容等を記載				
スケジュール		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
市民活動推進課						

(3) 市民参画のまちづくり

市民とともに富里市を築くため、パブリックコメントなどにより市民の市政への参画機会を保障するとともに、まちづくりに関する情報を共有し、参画機会拡大の推進を図ります。

番号	2-(3)-1	項目	パブリックコメント制度の充実			
課題	パブリックコメント規則を定め、市の基本的な計画等の策定について、パブリックコメントを実施しているが、市民からの意見数が少ないものがある。					
方針	市民の市政への参画を促進するために、パブリックコメント制度の周知を図る。					
成果指標	パブリックコメントの実施状況を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
企画課						

番号	2-(3)-2	項目	公募による委員等の拡大			
課題	協働のまちづくりを進めるための手法の一つとして公募委員の登用があり、これまでの取り組みにより公募委員の登用は拡大しているものの、更なる参画機会の拡大を推進する必要がある。					
方針	審議会等へ公募による市民を積極的に登用する。					
成果指標	各年度4月1日現在の公募委員登用の状況を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
企画課						

番号	2-(3)-3	項目	市民参加機会の拡大			
課題	協働のまちづくりを進めるためには、更なる参画機会の拡大を図る必要がある。また、市政への参画については、早期の段階からの参画が望まれている。					
方針	計画等を策定する場合は、早期から市民の参画を得るよう努める。					
成果指標	説明会、セミナー等実施状況を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
全課						

第3章 財政基盤の強化

歳入改革の強化を柱とした改革の推進において、規制緩和への働きかけによる新たな企業立地の促進に向けた企業誘致の推進や、公共施設再編に向けたファシリティマネジメント、など、市の歳入拡大に向けた取組を積極的に行います。

(1) 市税等徴収率の向上

市民負担の公平性の確保などの観点から、市税や介護保険料などの徴収率の向上対策や滞納整理について、積極的に推進します。

番号	3-(1)-1	項目	市税等徴収率の向上				
課題		厳しい財政状況の中、徴収率を維持、上昇させ、確実な歳入を確保することが求められている。					
方針		関係部署との連携を図り、徴収率の向上に努める。					
成果指標		徴収率を記載					
スケジュール		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
納税課 (税関係)		実施					
子育て支援課 (保育料)		実施					
高齢者福祉課 (介護保険料)		実施					
学校教育課 (給食費)		実施					

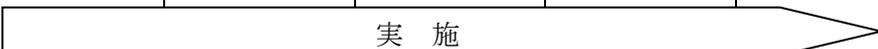
(2) 企業誘致の推進

市街化調整区域における規制緩和を誘導し、酒々井インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺等に、新たな企業立地が促進されるよう受け入れ態勢を整備すると共に、積極的な企業誘致を図ります。

番号	3-(2)-1	項目	企業誘致の推進			
課題	歳入改革において、新たな財源の確保、雇用機会の拡大、地域の活性化の方策となる企業誘致の検討が必要である。					
方針	市街化調整区域における規制緩和を誘導し、新たな企業立地が促進されるよう受け入れ態勢を整備に向け、国・県・近隣市町の動向、各法令等の総合的な分析を庁内研究組織において検討を行う。					
成果指標	誘致における調査・研究状況等を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
商工観光課 及び該当課						

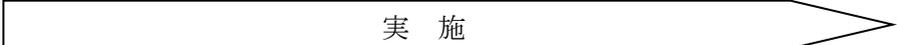
(3) 使用料・手数料の適正化

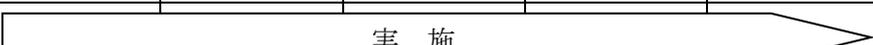
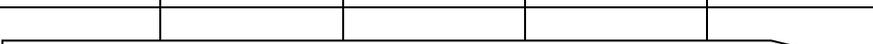
公平性の確保と応益負担を原則として使用料などの適正化を図ります。

番号	3-(3)-1	項目	使用料の見直し			
課題	施設の老朽化等に伴い、修繕費等の維持管理費が増加傾向にあり、現在の使用料では施設運営が厳しい状況にある。一方、使用料を徴することで、利用者数が減少している施設もあり、総合的に検討する必要がある。					
方針	市内公共施設や近隣市町村公共施設との整合性を考慮しつつ、一方で施設を運営する視点も取り入れ、総合的に検証する。					
成果指標	見直し結果を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
公有施設を管理する所管課						

(4) 公有財産の運用・管理

市が保有する公有財産は売却も含めた有効活用を図るとともに、公共施設等における稼働率や運営体系等を検証し、再編によるファシリティマネジメント※の検討を行います。

番号	3-(4)-1	項目	公有財産の有効活用			
課題	公有財産の有効活用を図るため、財産の把握と適正管理が必要である。各部署での財産の有効利用について検証を行う必要がある。					
方針	公有財産の有効利用について検証するとともに、引き続き適正管理に努め、処分可能となった財産については売却方法を検討する。					
成果指標	有効活用、処分等の実績を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
財政課						

番号	3-(4)-2	項目	公共施設の管理経費の節減			
課題	石油価格の変動等やOA機器の使用などにより、支出の抑制が難しい。また、老朽化した設備の更新も進めていかなければならない。					
方針	電気機器の使用管理や、室内温度管理を徹底し、引き続き継続して節約に取り組む。					
成果指標	電気、ガス、上下水、燃料について、各年度の使用量・支出額及び管理経費の節減に繋がる取り組みを記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
市民活動推進課 (コミュニティセンター)						
財政課 (本庁舎等)						
子育て支援課 (こども園・幼稚園)						
消防本部総務課 (消防庁舎)						
教育総務課 (各小中学校)						
生涯学習課 (中央公民館及び社会体育館)						
上下水道課 (水道事業所)						
全課						

番号	3-(4)-3	項目	公共施設等総合管理計画の推進			
課題	人口減少等により公共施設等の利用需要の変化が予測されることを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、管理の基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画の実施が必要である。					
方針	建築物及びインフラ資産を含めた総合的な管理方針を定める「公共施設等総合管理計画」に基づき、ファシリティマネジメントの取組手法を検討する。					
成果指標	検討及び取組状況について記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
財政課及び 施設管理所管課						

番号	3-(4)-4	項目	公共施設（建物）再編計画の検討			
課題	人口減少等により公共施設(建物)の利用需要の変化が予測されることを踏まえ、全体状況を把握し、施設の必要性、統廃合の可能性、設備投資の方向性、運営主体の在り方など管理の基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画に基づいて検討する必要がある。					
方針	「公共施設等総合管理計画」に基づくと共に、ファシリティマネジメントの取組手法を研究し、総合的な視点に立った施設の再編を検討する。					
成果指標	検討及び取組状況について記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
財政課及び 施設管理所管課						

※【ファシリティマネジメント】公共施設の効果的かつ効率的な運用・維持・管理を経営的視点から全体最適を図る手法。

(5) 新たな財源の確保

新たな歳入の増加を図るためにホームページや広報紙、しおりなどを広告媒体として積極的に活用します。また、市の施設の有効活用を図るなど、新たな財源確保に向け、調査・研究します。

番号	3-(5)-1	項目	新たな財源の確保			
課題	有料広告制度により、ホームページや広報紙、一部のしおりなどに広告を掲載しているが、企業からの応募がなかなか進まない。					
方針	広告の表示方法や周知方法などを検証するとともに、新たな広告媒体について開拓する。また、有料広告にとらわれることなく、市の施設へのロケーション撮影の受入れや、ネーミングライツ、法定外目的税等の導入など、新たな財源の確保について調査・研究する。					
成果指標	検討結果や収入の状況などを記載。新たな財源の確保については、調査・研究の内容などを記載。					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
全課	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 検討 ➤ </div>					

(6) 行政評価の推進

令和3年度に策定される新総合計画に連動した行政評価の手法を検討・実施します。総合計画の進捗状況の管理や事業の検証を行い、予算編成に反映する手法について検討します。

番号	3-(6)-1	項目	行政評価と連動した予算編成			
課題	予算編成に反映しやすい評価手法とするには、適切な成果指標の設定や検証方法の検討が必要である。					
方針	行政評価の結果を予算編成に反映し、より効果的で効率的な行政運営を目指す。また、より予算編成に反映しやすい仕組みとなるよう評価手法等についても検討を行う。					
成果指標	検討・実施内容を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
企画課	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> 検討 ➤ </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 実施 ➤ </div>				

第4章 行財政の効率的運営

少子高齢化や市民ニーズの多様化などに対応するため、今までにも増して、行政は最少の経費で最大の効果を挙げることが必要です。このため、計画的で健全な財政運営を行い、財源、職員、施設など限りある行政資源を有効に確保・活用するとともに、民間活力などの活用を図ります。

(1) 計画的な財政運営および財政の健全化

決算に基づく健全化判断比率等や公会計制度を参考としながら、健全性が維持できる計画的な財政運営を図ります。また、収支の均衡、財政構造の弾力性の確保、行政水準の維持及び向上、財政運営の効率性・公正性及び長期的な安定性を推進し、財政の健全化を図ります。

番号	4-(1)-1	項目	健全化判断比率等の公開			
課題	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から全面的に施行され、市の財政状況を判断するために健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられた。					
方針	従来的一般会計（普通会計）が中心であった財政分析を、公営企業、特別会計及び一部事務組合などを含んだ財政分析を行い、市全体の財政状況をより明らかにするとともに県内市町村と比較をするなど、状況把握に努める。					
成果指標	毎年、県内市及び類似団体の平均指標と富里市の指標を比較					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
財政課						

番号	4-(1)-2	項目	経常収支比率の改善			
課題	毎年度、経常的な経費が減少せず、硬直化した現状にある。					
方針	経常的経費まで踏み込んだ事業精査を行い、経常収支比率を90%未満にする。					
成果指標	毎年、県内市及び類似団体の平均指標と富里市の指標を比較					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
企画課 財政課						

(2) 財政支援団体等への行政関与の見直し

各種財政援助団体などに対する補助金などについては、行政として対応すべき必要性、経費負担のあり方などについて定期的に検証するとともに、財政援助団体などの自立を促進するため、市の関与のあり方について検討します。

番号	4-(2)-1	項目	補助金の見直し			
課題	補助事業の目的やその効果について検証し、最大の効果が挙がる補助のあり方について考慮していく必要がある。					
方針	3年を目途に補助金の全体的な見直し検討（補助目的の達成度、公平性、透明性など）を行う。					
成果指標	見直しの結果を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
財政課	実施	見直し	実施	見直し		

番号	4-(2)-2	項目	財政援助団体への行政関与の見直し			
課題	団体への行政の関与のあり方について研究したが、団体の規模、事業の目的や性質など多岐にわたっており、団体に対する画一的な関与に関する指針を策定するのは難しい状況である。					
方針	所管課において団体への行政関与について検討・見直しを行う。					
成果指標	検討・見直しの結果を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
財政援助団体 所管課	検討・随時実施					

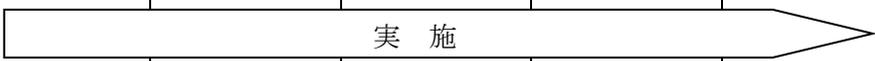
(3) 民間活力の活用

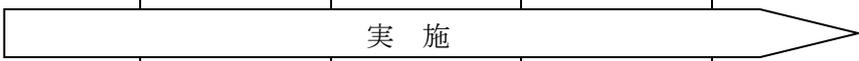
行政コストの縮減を目指して民間活力を活用するため、指定管理者制度、民間委託などの活用を図ります。なお、導入に際しては、行政責任の確保と市民生活の安全性、市民サービスの向上に留意します。

番号	4-(3)-1	項目	指定管理者制度・民間委託等の推進			
課題	より効率的・効果的なサービスの提供や施設の管理をするため、市の実施している業務の検証や施設の利用及び管理状況を検証し、業務委託や指定管理者制度の導入を検討することが必要である。					
方針	市で行っている施設の管理運営や業務については、指定管理者制度・民間委託導入の可能性を定期的に検証し、可能なものについては活用を進めて行く。また、新たに設置する施設については必ず当該適用について検討する。					
成果指標	新たな委託や指定について記載（新施設については検討結果を記載）					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
施設管理 担当課						

(4) 公共事業の適正化

透明性を確保するため、積極的に競争入札を実施するとともに、調査・設計・発注・施工の各段階における事業システムを総点検し、公共工事のコスト縮減を図ります。

番号	4-(4)-1	項目	入札制度の見直し			
課題	公共工事における入札制度は、より入札等の透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保などの改善に取り組む必要がある。					
方針	入札の透明性、競争性、適正な施工等の確保を図りつつ、刻々と変化する経済情勢・社会情勢に柔軟に対応できるよう、国や近隣自治体の動向も踏まえ、入札契約制度のより一層の適正化に向けた取り組みを進める。					
成果指標	入札制度の見直し事項について記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
財政課						

番号	4-(4)-2	項目	公共工事のコスト縮減			
課題	公共工事の減少に伴い、建設発生土等の工事間利用が難しくなっていることや、再生材の利用が一般化したことからコストを縮減するための新たな取り組みが難しくなっている。					
方針	関係各課等と連携し、建設発生土等の工事間利用を促進するとともに、引き続きコスト縮減策について検討を進める。					
成果指標	コストを縮減した工事について、その方法および効果額を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
公共工事 担当各課						

(5) 広域連携の推進

単独の自治体よりも、広域的に行うことで効率化やコスト削減につながる事業について、国、県、近隣自治体と連携し、広域化について研究を進めます。

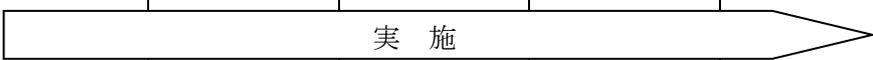
番号	4-(5)-1	項目	広域連携の推進			
課題	<p>広域化を行うことにより効率化やコスト削減につながる事業について、検討する必要がある。</p> <p>消防広域化について、本市は国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づく「準特定小規模消防本部」に該当し、県より「広域化対象市町村」に指定された。</p> <p>当該指針は平成 30 年 4 月に一部改正され、消防の広域化推進期限が令和 6 年 4 月までとされた。</p>					
方針	国や県、近隣自治体と連携し、消防広域化に限らず、可能性のある事業について広域化の検討に向けた取り組みを進める。					
成果指標	検討事項・進捗状況について記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
消防本部	調査・検討・実施 					
広域該当課	調査・検討・実施 					

第5章 組織と人事管理

新たな行政課題や市民ニーズに的確に応えるため、適時体制を見直すとともに、効果的かつ効率的な職員の活用を図り、適正な定員管理に努めます。また、地方分権型社会の進展により、職員に求められる役割はますます大きく、重要になってきています。このため、危機管理意識や、物事に挑戦意欲があり、また、経営感覚を発揮できる人材の育成と意識改革に努めます。

(1) 組織・機構の見直し

地方分権型社会に対応し、新たな行政課題や市民のニーズに的確に応える政策や施策を展開できる組織体制の整備を進めます。

番号	5-(1)-1	項目	組織の見直し			
課題	地方分権の推進や市民との協働の推進など、社会情勢や課題に即した組織の構築が必要である。					
方針	複雑・多様化する市民ニーズに対応するため、引き続き効率的な組織体制の確立を目指す。					
成果指標	組織の見直し状況を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
総務課	 実施					

(2) 定員管理の適正化

社会経済情勢の変化を踏まえ、効果的・効率的な職員の活用を図ります。また、指定管理者制度の活用や民間委託を推進するとともに、地方分権の進展に伴う権限移譲にも対応する適正な定員管理に努めます。

番号	5-(2)-1	項目	定員の適正管理			
課題	定員適正化計画により、計画的な定員の管理を行ってきたが、今後も業務量と定員数のバランスに配慮しながら定員管理をしていく必要がある。					
方針	類似団体等の状況を把握しながら、今後も適正な定員管理に努める。					
成果指標	各年度の定員の状況を類似団体と比較					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
総務課	 実施					

(3) 給与の適正化

国の公務員制度改革や給与構造改革の動向を踏まえ、給与制度、運用、水準の適正化を推進します。

番号	5-(3)-1	項目	人事評価システムの充実			
課題	これまで実施してきた人事評価制度を更に充実させるため、地方公務員法に基づき、本市の実情に応じた評価制度を適切に導入し、更なる人材育成に努める必要がある。					
方針	人材育成・評価の根本的な基準となる「人材育成基本方針」の全面的な見直し作業を完了し、今後その方針を有効に活用、給与や昇格など職員の処遇に反映させていく。					
成果指標	検討の状況を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
総務課	調査・検討・実施					

番号	5-(3)-2	項目	給与の適正化			
課題	職務給の原則、均衡の原則に基づき、引き続き各種手当等の見直しを検討する必要がある。					
方針	地方公務員の給与決定原則に基づき、国、県等の動向を注視しながら、地域の実情に応じた適切な手当等の支給により、職員のモチベーションや公務能率の維持向上を図っていく。					
成果指標	給与の見直し状況を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
総務課	実施					

(4) 人材育成と職員の意識改革

地方分権の進展において積極的な役割を果たすために、挑戦意欲があり、経営感覚を発揮することが必要であり、その能力を養うため、全庁的な人材育成を図ります。

番号	5-(4)-1	項目	研修の充実			
課題	業務の専門化、高度化などにより、これまで以上に研修の機会が必要となっている。また、職員の意識改革を図る一環として、全国規模の研修派遣や民間企業などへの出向研修を検討する必要がある。					
方針	複雑多様化する市民ニーズに対応するため、引き続き、職員の資質向上に努めていく。					
成果指標	各年度研修の状況を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
総務課						

番号	5-(4)-2	項目	自主研究グループの充実			
課題	施策別自主研究グループについて、より政策提言に生かせるよう制度の充実を図る必要がある。					
方針	制度の周知・徹底を図るとともに、併せて制度の充実を検討する。					
成果指標	自主研究グループの状況を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
総務課						

(5) 危機管理体制の充実

近年の大規模災害での経験を踏まえ、自然災害における防災行動を促す取組を行うと共に、感染症対策など様々な危機事態に対応し、市民の生命、身体、財産を守り、市民が安心して暮らせるよう、防災・危機管理体制の強化を図ります。

番号	5-(5)-1	項目	自主防災活動の推進			
課題	「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」としての地域防災活動にあたる自主防災組織の結成と活動の支援を行うなど自主防災組織の普及促進に取り組んでいく必要がある。					
方針	結成及び活動の推進については、防災意識向上のために啓発を行い、自主防災組織育成助成事業等を活用し、結成への取り組みを支援するとともに、防災訓練等の自主防災組織の活動及び運営に対して、引き続き支援を行っていく。					
成果指標	支援の状況等を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
防災課	実施 					

番号	5-(5)-2	項目	危機管理体制の強化			
課題	天災などの災害時については、地域防災計画の修正に伴う全庁的な危機管理体制の見直しを要する。また、危機管理については、インフルエンザなど個別の事態が発生することが想定され、各担当部署での適切な対応と、職員一人ひとりの意識の向上が必要である。					
方針	国や県の各計画の修正等、今後の動向を踏まえながら、適宜、地域防災計画や業務継続計画の修正を行うとともに、全庁的な危機管理体制の構築を含め、危機管理の強化を図る。					
成果指標	地域防災計画に沿って実施した訓練や啓発などについて、内容を記載					
スケジュール	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
防災課	実施 					

富里市行政改革推進本部

事務局：富里市総務部企画課（企画統計班）

address：〒286-0292 富里市七栄652番地1

tel：0476-93-1118 fax：0476-93-9954

e-mail：kikaku@city.tomisato.lg.jp

URL：http://www.city.tomisato.lg.jp